



山形県公報

平成18年11月24日(金)
第1795号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                |                   |      |
|--------------------------------|-------------------|------|
| 生活保護法による指定医療機関の指定.....         | (健康福祉企画課) ...     | 1461 |
| 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....      | (同) ...           | 1462 |
| 生活保護法による指定介護機関の指定.....         | (同) ...           | 同    |
| 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出.....      | (同) ...           | 1463 |
| 生活保護法による指定介護機関の休止の届出.....      | (同) ...           | 1464 |
| 漁業共済の契約締結の申込みについての同意成立の届出..... | (経営安定対策課) ...     | 同    |
| 土地改良区の役員の退任の届出.....            | (庄内総合支庁農村計画課) ... | 同    |
| 県道の供用の開始.....                  | (村山総合支庁建設総務課) ... | 同    |

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

|                              |      |
|------------------------------|------|
| 山形県公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程..... | 1465 |
|------------------------------|------|

### 人事委員会関係

#### 規 則

|                                                  |      |
|--------------------------------------------------|------|
| 山形県人事委員会規則 5 - 1 (給与の支給に関する基準と手続)の一部を改正する規則..... | 1466 |
|--------------------------------------------------|------|

#### 訓 令

|                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| 人事委員会の専決事務及び事務代決規程の一部を改正する訓令..... | 同 |
|-----------------------------------|---|

### 企業局関係

#### 規 程

|                                     |   |
|-------------------------------------|---|
| 山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程..... | 同 |
|-------------------------------------|---|

### 公 告

|                           |                      |      |
|---------------------------|----------------------|------|
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請..... | (庄内総合支庁企画振興課) ...    | 1467 |
| 県営住宅入居者の一般公募.....         | (置賜総合支庁西置賜総務建築課) ... | 同    |

## 告 示

山形県告示第1058号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成18年11月24日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称    | 指定医療機関の所在地     | 指定年月日      |
|--------------|----------------|------------|
| さくら薬局        | 長井市本町二丁目2番14号  | 平成18. 8. 1 |
| 医療法人社団 林歯科医院 | 天童市田鶴町四丁目2番66号 | 同 9.27     |
| かとう整形外科クリニック | 米沢市御廟三丁目2番10号  | 同 10. 4    |

## 山形県告示第1059号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条(第55条において準用する同法第50条)の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成18年11月24日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定医療機関の名称  | 指定医療機関の所在地      | 廃止年月日      |
|------------|-----------------|------------|
| さくら薬局      | 長井市本町二丁目2番14号   | 平成18. 7.31 |
| すみれ調剤薬局城西店 | 山形市城西町五丁目20番17号 | 同 8.31     |
| 林歯科医院      | 天童市田鶴町四丁目2番66号  | 同          |
| 新野産科婦人科医院  | 米沢市桜木町1番64号     | 同 10. 1    |

## 山形県告示第1060号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成18年11月24日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定介護機関の名称              | 施設又は実施する事業の種類                            | 指定介護機関の所在地    | 指定年月日      |
|------------------------|------------------------------------------|---------------|------------|
| ハートケアひなた訪問介護事業所        | 介護予防訪問介護                                 | 長井市大町7番1号     | 平成18. 5. 1 |
| 訪問看護ステーション新庄           | 介護予防訪問看護                                 | 新庄市住吉町3番8号    | 同 7. 1     |
| 医療法人徳洲会新庄徳洲会訪問看護ステーション | 介護予防訪問看護                                 | 同 大字鳥越字駒場4623 | 同 8. 1     |
| なごみの里指定訪問介護事業所         | 介護予防訪問介護                                 | 山形市吉原三丁目10番8号 | 同 9. 1     |
| なごみの里指定短期入所生活介護事業所     | 介護予防短期入所生活介護                             | 同             | 同          |
| なごみの里指定通所介護事業所         | 介護予防通所介護<br>認知症対応型通所介護<br>介護予防認知症対応型通所介護 | 同             | 同          |
| 蔵王やすらぎの里指定訪問介護事業所      | 介護予防訪問介護                                 | 同 蔵王上野920番地   | 同 10. 1    |

|                                |                                  |                        |         |
|--------------------------------|----------------------------------|------------------------|---------|
| グループホームあすなる白旗                  | 認知症対応型共同生活介護<br>介護予防認知症対応型共同生活介護 | 米沢市大字三沢字白旗壱八の26113番地65 | 同       |
| グループホームひだまりの家                  | 認知症対応型通所介護<br>介護予防認知症対応型通所介護     | 鶴岡市茅原町27番1号            | 同       |
| 老人保健施設のぞみの園                    | 認知症対応型通所介護<br>介護予防認知症対応型通所介護     | 同 26番23号               | 同       |
| 訪問看護ステーションまいづる                 | 介護予防訪問看護                         | 天童市南小畑二丁目2番21号         | 同       |
| 上山病院訪問看護ステーション「あたらぎ」           | 介護予防訪問看護                         | 上市市金谷字下河原1370          | 同 10.6  |
| 医療法人社団みゆき会 指定通所リハビリテーション事業所あかね | 通所リハビリテーション<br>介護予防通所リハビリテーション   | 上市市弁天二丁目2番11号          | 同 10.10 |
| ぬくもり訪問介護事業所                    | 訪問介護<br>介護予防訪問介護                 | 米沢市吹屋敷町1番32号           | 同 10.11 |
| 訪問看護ステーションやまがた                 | 介護予防訪問看護                         | 山形市松栄一丁目5番45号          | 同 10.12 |
| 訪問看護ステーションベにばな                 | 介護予防訪問看護                         | 同 七日町一丁目3番26号          | 同       |
| 訪問看護ステーション小白川                  | 介護予防訪問看護                         | 同 小白川町二丁目3番31号         | 同       |
| 河北町地域包括支援センター                  | 介護 予 防 支 援                       | 西村山郡河北町谷地戊81           | 同 10.16 |
| 大江町地域包括支援センター                  | 介護 予 防 支 援                       | 同 大江町大字左沢882 - 1       | 同       |
| 訪問看護ステーションむらやま                 | 介護予防訪問看護                         | 村山市楯岡俵町20番16号          | 同 10.18 |

山形県告示第1061号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成18年11月24日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関の名称        | 施設又は実施する事業の種類                        | 指定介護機関の所在地             | 廃止年月日      |
|------------------|--------------------------------------|------------------------|------------|
| あすなる白旗デイサービスセンター | 通所介護<br>認知症対応型通所介護<br>介護予防認知症対応型通所介護 | 米沢市大字三沢字白旗壱八の26113番地65 | 平成18. 9.30 |

|                 |                  |            |   |
|-----------------|------------------|------------|---|
| 株式会社庄内メディカルサービス | 訪問入浴介護<br>福祉用具貸与 | 鶴岡市錦町3番35号 | 同 |
|-----------------|------------------|------------|---|

## 山形県告示第1062号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成18年11月24日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関の名称     | 施設又は実施する事業の種類    | 指定介護機関の所在地     | 休止年月日      |
|---------------|------------------|----------------|------------|
| ホームヘルプサービス明日葉 | 訪問介護<br>介護予防訪問介護 | 酒田市曙町二丁目18番地の6 | 平成18. 8. 1 |

## 山形県告示第1063号

次の加入区に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをすることについての同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成18年11月24日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 (1) 加入区の名称  
鶴岡市豊浦加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 鶴岡市三瀬、小波渡及び堅苔沢の区域
  - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって鶴岡市三瀬及び小波渡の区域の者が営むもの
- 2 (1) 加入区の名称  
鶴岡市豊浦加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 鶴岡市三瀬、小波渡及び堅苔沢の区域
  - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって鶴岡市堅苔沢の区域の者が営むもの

## 山形県告示第1064号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、庄内赤川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成18年11月24日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所            |
|----------|---------|----------------|
| 理 事      | 三 浦 武 美 | 鶴岡市羽黒町後田字中島7番地 |

## 山形県告示第1065号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成18年11月24日から同年12月7日まで縦覧に供する。

平成18年11月24日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 大野目内表線
- 2 供用開始の区間 山形市河原田3番から  
同 梅野木前33番2まで
- 3 供用開始の期日 平成18年11月26日

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

山形県選挙管理委員会告示第130号

山形県公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年11月24日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

山形県公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程  
山形県公職選挙事務取扱規程（昭和35年7月県選挙管理委員会告示第13号）の一部を次のように改正する。  
第20条の2第1項の表中「第30条の14」を「第30条の15」に改める。

別記第9号様式の2及び別記第9号様式の3中 「をに改める。  
理由」

別記第16号様式を次のように改める。

第16号様式（選挙人名簿登録者の報告）

第 号  
年 月 日

山形県選挙管理委員会委員長 殿

市（町村）選挙管理委員会委員長 氏 名 印

選挙人名簿登録者の報告について

公職選挙法施行令第22条の規定により、 年 月 日現在の選挙人名簿に登録されている選挙人の数を次のとおり報告します。

1 選挙人名簿登録の場合

| 選挙人名簿登録者総数 |   |   |
|------------|---|---|
| 男          | 女 | 計 |
|            |   |   |

2 在外選挙人名簿登録の場合

| 在外選挙人名簿登録者総数 |   |   |
|--------------|---|---|
| 男            | 女 | 計 |
|              |   |   |

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、別記第16号様式の改正規定は、平成19年1月1日から施行する。

## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則 5 - 1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成18年11月24日

山形県人事委員会  
委員長 古澤茂堂

第78条第5項第1号中「100分の140」を「6月に支給する場合においては100分の130」に、「100分の180」を「100分の170」に、12月に支給する場合においては100分の140（特定幹部職員にあつては、100分の180）に改め、同項第2号中「100分の70」を「6月に支給する場合においては100分の60」に、「100分の90」を「100分の80」に、12月に支給する場合においては100分の70（特定幹部職員にあつては、100分の90）に改める。

#### 附 則

この規則は、平成18年12月1日から施行する。

### 訓 令

山形県人事委員会訓令第2号

事 務 局

人事委員会の専決事務及び事務代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成18年11月24日

山形県人事委員会  
委員長 古澤茂堂

人事委員会の専決事務及び事務代決規程の一部を改正する訓令

人事委員会の専決事務及び事務代決規程（昭和41年4月県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表事務局長専決事項の欄第4項中「給料月額」を「号給等」に改める。

#### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 企業局関係

### 規 程

山形県企業管理規程第11号

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成18年11月24日

山形県企業管理者 本 間 正 巳

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程（昭和29年2月県電気事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「100分の140、」を「100分の135、」に、「100分の160」を「100分の150」に、「100分の120」を「100分の115」に、「100分の140を」を「100分の130を」に改め、同条第2項中「100分の140」を「100分の135」に、「100分の160」を「100分の150」に、「100分の85」を「100分の80」に、「100分の120」を「100分の115」に、「100分の65」を「100分の65」と、「100分の130」とあるのは「100分の70」に改め、同条第3項中「100分の140」を「100分の135」に、「100分の160」と、「100分の160」を「100分の152.5」と、「100分の150」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

第8条第1項第1号中「100分の70」を「6月に支給する場合においては100分の65（特定幹部職員にあつては、100分の85）、12月に支給する場合においては100分の70」に改め、同項第2号中「100分の35」を「6月に支給する場合においては100分の30（特定幹部職員にあつては、100分の40）、12月に支給する場合においては100分の35」に改める。

附 則

この規程は、平成18年12月1日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証について申請があった。

平成18年11月24日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成18年11月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 武久塾
  - (2) 代表者の氏名  
武久 明雄
  - (3) 主たる事務所の所在地  
鶴岡市大山三丁目7 - 9
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、これからの未来を創り上げて行く子ども達に対して、病気体験談や障害を見聞きしてもらうことで、子ども達の感性を刺激し、そこから生まれてくる感情や、健康の大切さ、思いやれる心を育む活動を行い、社会全体が優しい未来に向けて福祉、医療、教育現場から垣根を越えた活動を行い、未来貢献に寄与することを目的とする。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成18年11月24日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

| 名称         | 所在地             | 形式   |          | 公称戸数 | 区分  | 家賃              |               |               |               |               | 敷金      | 概要           |               |
|------------|-----------------|------|----------|------|-----|-----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------|--------------|---------------|
|            |                 | 住宅形式 | 坪当り住宅専用品 |      |     | 収入が123,000円以下の者 | 収入が15,000円以下者 | 収入が15,000円以下者 | 収入が15,000円以下者 | 収入が18,000円以下者 |         |              | 収入が20,700円以下者 |
| 県営小国アパート1号 | 西郷郡小国町大平兵庫3-2-9 | 3DK  | 53.0     | 1    | 一般用 | 12,500円         | 15,200円       | 18,000円       | 20,700円       | 24,000円       | 27,500円 | 3月分の家賃に相当する額 |               |
| 同 2号       | 同 3-8           | 同    | 59.4     | 2    | 同   | 13,400円         | 16,300円       | 19,300円       | 22,300円       | 25,700円       | 29,600円 |              |               |



（注）「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者又は昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上又は昭和31年4月1日以前に生まれた者若しくは18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、入居申込みに係る過去1年間のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成18年12月1日から同月8日まで（土・日曜日は休館日となります。）（受付時間AM10:00～PM5:00）（ただし、郵送の場合は、平成18年12月8日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 西置賜事務所  
（長井市高野町二丁目3番1号）

## 5 入居の時期 平成19年1月中旬

平成18年11月24日印刷  
平成18年11月24日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂 部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056